

緑の地球

101

Vol. 22-1



財団法人
国際緑化推進センター

COP17、新枠組みの20年発効に向けた作業開始で合意 京都議定書の延長も決定



難航したCOP17。最終局面では、マシャバネ議長（中央の女性）が壇上から会場に降り円陣で話し合いをもつ場面も（写真提供：林野庁）

昨年11月29日から12月11日まで南アフリカのダーバンで気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）および京都議定書第7回締約国会議（COP7）が開催され、全ての主要排出国が参加する新たな枠組み構築への道筋、京都議定書第二約束期間の設定などを柱とした一連の決定（ダーバン合意）を採択し閉幕した。

将来の新たな枠組みに関しては、法的文書を作成するために「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げて協議し、「議定書、法的文書または法的効力を有する合意成（ダーバン合意）を採択し閉幕した。

「2006年の国際熱帯木材協定」（2006年の国際熱帯木材協定／I T T A 2006）が昨年12月7日に発効した。06年協定は、これまで有効であった「1994年の国際熱帯木材協定」（94年協定）に代わる協定として2006年にジュネーブで作成され、各国の批准を経てこのたび発効要件を満たすに至り効力発生となつたもの。

来年度の国際林業協力予算案は5億3500万円、内ODAは3億6000万円

昨年末に決まった林野庁平成24年度予算案（一般会計）は総額で2608億800万円で、対前年度比4.1%の減となつた。

注…この時点では、まだ発効の要件が満たされていなかった。新協定が自動発効するには、「生産国の12カ国以上、票数（熱帯木材貿易量による）で6割以上、かつ消費国の10カ国以上、熱帯木材輸入量で6割以上の国の批准」が必要で、生産国で票数がわずかに不足していた。だがこの約半月後、右に既報のとおり、必要条件に達して06年協定は発効した。

第47回国際林業協力予算案は5億3500万円、内ODAは3億6000万円

国際熱帯木材機関（I T T O）の第47回理事会が昨年11月14日～19日にニアテマラのアンティグアで開催され、36の加盟国およびECが参加した。理事会では、「06年協定」の発効に向けた現状報告が行われた。

APFCでは、「新たな挑戦、新たな機会」をテーマとして議論され、グリーン経済に果たす森林分野の役割について認識が共有されたほか、

F A Oアジア・太平洋林業委員会とA F P 10が同時開催

アジア・太平洋林業ウイークと銘打つて11月7日～11日の間、北京で第24回国際林業委員会（APFC）およびアジア森林パートナーシップ（A F P）第10回会合（8日～10日）が開催された。

APFCでは、「新たな挑戦、新たな機会」をテーマとして議論され、グリーン経済に果たす森林分野の役割について認識が共有されたほか、

地域の森林の状況に関し、違法伐採問題への取組が進んできたこと、REDD+が森林ガバナンスの向上に大きく貢献することなどが再確認されれた。また、日本は「自然災害と森林」をテーマとした国際セミナーを開催した。一方、A F Pでは、「バリ+10」と題し、2001年にインドネシアのバリで採択された森林法の施行とガ

バナンスに関する東アジア閣僚宣言から10年を経た機会に、これまでの取組と今後の展開を考察するため、事例発表やパネル討論、グループ別討論などが行われた。掲げられた五つの主題のひとつ「違法伐採、木材の合法性、木材貿易」では、木材消費国、生産国、加工国とのそれぞれの視点から、取組上の改善点や協調行動の可能性などが探られた。

●101号—目次●

国際緑化ニュース	1
海外緑化協力活動パネルディスカッション報告	3
気候変動枠組条約第17回締約国会議等（ダーバン会合）の結果概要	5
プロジェクト追跡	
<ラブグリーンジャパン：ネパールにおける森林再生活動>	7
FAO・2011年版世界森林白書の概要	9
Green Earth講座<生物多様性のための熱帯林の保全と育林>	11
センターの活動／基金へのご協力	13

果」を2015年のCOP21で採択されし、2020年から発効させることが合意された。

京都議定書については、2012年末の第一約束期間終了後、引き続いて第二約束期間が2013年1月から5年間または8年間設定されることになった。参加国の削減目標は京都議定書の単純延長は将来の包括的な枠組みの構築に資さないとして反対してきた日本は、カナダ、ロシアと同様に、第二約束期間に参加しないことが成果文書に反映された。

12月7日にカタールで開催される次回COP18は、今年11月26日～（本誌5～6頁に関連記事）

このほか、2010年に採択されたカンタン合意に基づき、途上国のが合意された。

京都議定書については、2012年末の第一約束期間終了後、引き続いて第二約束期間が2013年1月から5年間または8年間設定されることになった。参加国の削減目標は京都議定書の単純延長は将来の包括的な枠組みの構築に資さないとして反対してきた日本は、カナダ、ロシアと同様に、第二約束期間に参加しないことが成果文書に反映された。

森林関連では、REDD+について、生物多様性等のセーフガードにが決定された。また、森林等吸収源の取扱いについては、ルール全体の合意に至った。

森林関連では、REDD+について、生物多様性等のセーフガードにが決定された。また、森林等吸収源の取扱いについては、ルール全体の合意に至った。

林經營を通じた貧困軽減等も追加された。また、プロジェクトへの任意拠出に関し課題別勘定が新設された。これは、多くの国や民間企業等が持続可能な熱帯林經營の実現に参加できるよう、テーマ別プログラムを設けてその下で資金協力を募り、プロジェクトを実施するというもの。テーマとして▽違法伐採対策、

次期枠組みに向けた交渉の結果と我が国の立場

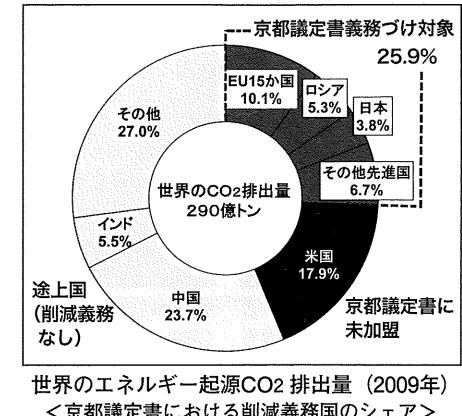
林野庁研究・保全課 森林吸収源情報管理官

意が達成された。4年前のCOP13でのバリ行動計画以降の交渉プロセスが一つの決着を見たということができるが、その概要を報告させてい

1. COP17の主な成果と 我が国の立場

ただく」としたい。

昨年11月28日から12月11日まで、南アフリカのダーバンで、気候変動枠組条約第17回締約国会合（COP17）及び関連会合が開催された。我が国からは政府代表として細野環境大臣、農林水産省からは仲野農林水産大臣政務官等が出席して交渉に応じた。閣僚間の協議を重ね会期を1日半延長した結果、11日（日）の未明に、将来の枠組みへの道筋として「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、2020年の発効を目指し新議定書ないし法的合意に向けた交渉を開始する旨合意した。



②COP16でのカンクン合意の実施について、途上国支援のための資金を取り扱う「緑の気候基金」の基本設計や各国の排出削減対策の測定・報告・検証（MRV）に関するガイドラインの設定

③京都議定書の第2約束期間の設定この③については、第2約束期間に参加しないとの我が国の立場が意文書に反映されている。

我が国は、すべての主要国が参加する公平且つ実効性のある新たな国際枠組みの構築に向けた道筋について合意すべき、京都議定書の第2約束期間は将来の包括的な枠組みの構築に資さないため日本は参加しないとの立場で会合に臨んだが、会合の成果は我が国の立場が十分に反映されたものとなつた。

2. 森林・林業関連分野の結果

森林・林業関連分野では、京都議定書の第2約束期間における先進国の森林等吸収源（LULUCF）の取扱いについてはルール全体の合意に至り、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）についてはセーフガードに関する情報提供、システム等の技術的指針が合意された。

女三十六歳の名前に基くものと、最も多く見られた。また、年齢別では、二十歳代が最も多く、次いで三十歳代、四十歳代などである。性別別では、女性が男性よりも多く、約半数を占めている。

次に、性別別で見ると、女性は男性よりも多く、約半数を占めている。

最後に、年齢別で見ると、二十歳代が最も多く、次いで三十歳代、四十歳代などである。

「参考照レベル方式」で合意に至り、我が国が参考照レベルⅡ-Oも認められた。伐採木材製品の計上ルールについては、これまで一部の途上国を除き概ね各国の意見は収束しており、COP17では一部の途上国の意見も取り入れる形で合意に至った。これまでは、森林の樹木等が伐採・搬出された時点で炭素排出と見なして計上するルールだったが、今回の合意で、国内の森林から生産された木材製品については燃焼等により大気中に炭素が排出された時点で排出の計上ができるようになつた。

自然攪乱による排出を計上除外するルールについては、大規模な山火事が毎年起るカナダ・オーストラリア等を中心に議論が行われてきたが、ある一定の要件を満たした場合は、排出を計上から除外してよいとのルールに合意した。

(2) REDD+

REDD+については、カンクン合意を踏まえ、昨年、REDD+の技術的指針やREDD+が本格実施される場合の資金のあり方について、交渉会合や専門家会合などにより検討が行われてきた。COP17での議論の結果、生物多様性の保全などをセーフガードに関する情報提供システム、森林参考照レベル等についての技術指針が決定された。また、途上国のREDD+対策等への資金と先進国の支援の枠組みについて、今後さらに検討していくこととされた。

112

よう開催されるのかと思わされた。日付が変わって11日1時過ぎになつて非公式のCOP閉会会合が開催され、マーシャバネ議長から「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げる旨の提案がなされた。これに対しインドのナタラジャヤン環境大臣が「インドはどこよりも譲歩したが、『共通だが差異ある責任』の原則が反映されていない、インドは脅迫には屈しない」と激しく反論、中国の解振華国家発展改革委員会副主任も同様の主張を行つた。マーシャバネ議長は「円陣で意見交換しよう」と壇上から降り、会議場中央で各国閣僚や首席交渉官などと意見交換を行つた。3時半過ぎになつて通常の会合に戻り、インドから「柔軟性を示して受け入れる」との発言があり、EUヘデゴー委員（COP15では議長）がこれを評価する発言を行い、COP17での大枠の合意に至つた。

COP17の主な成果をまとめる」と、次の三点の合意が挙げられる。

①全ての国が参加する法的文書を作成する新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム作業部会」を立ち上げ、2015年中に作業を

筆者は、京都議定書第1約束期間の実施ルールを定めた「マラケンシユ合意」に至るCOP7までの交渉に引き続き、今回の交渉に携わった。前回と同様、高いプレッシャーと深夜に及ぶ交渉対応で非常に消耗したが、全体枠組み及び個別課題としての森林等吸収源のいざれについても、我が国これまでの対応がムダにならずホントとしているところである。我が国は京都議定書の第2約束期間に参加しないこととしており、2013年以降の排出削減目標は自主的に定めることとなる。このようなかで森林等吸収源の取扱いはどのようになるのかという疑問もある。現在、政府は2013年以降の地球温暖化対策や国内削減目標について、「エネルギー・環境会議」で議論しているところであり、本年夏に取りまとめる予定となっている。

のルールに合意し

REDD+に合意を踏まえ、昨技術的指針や REDD+される場合の資して、交渉会合や東り検討が行われての議論の結果、生どセーフガードにシステム、森林参照の技術指針が決定先進国の支援の拡後さらに検討して

堺聯之

官理報情源

赤堀聰之



苗木の搬出作業（デビタール村の苗畠）

各村単位の苗畑の設置

LGN現地事務所には常時5万本
新しい苗木が準備され、配布用の他、
一部は販売されています。
地域における植林の拡大には、各
村独自に苗木の確保、管理が行われ
ることが重要であり、そのことは住
民の間でも認識されるようになります。
した。私たちは「緑の募金」の助成
を得て、2007年にパンチカール
渓谷5村（パンチカール、バルワ、
アナイコット、ラピオビ、パトレケ
ット）、2009年にデビタール、
2011年にはバタセに苗畑を設置
しました。同時に各苗畑管理者を雇



トイレを併設したバイオガス装置 パンチカール村の苗畠



生糞を使用してメタンガスを発生させるバイオガス装置

林減少の大 きな要因の

木を伐らない対策—バイオガス 装置の導入

用し、その育成教育には、パンチカ
ール村の苗畑で15年以上働いてきた
経験者が指導に当たりました。
村ごとに苗畑が整備されたことで
苗木の供給量が大きく伸びて、住民
への配布には勢いがつきました。今
後は雇用を維持する経費を賄うため
に、苗木の販売が課題となります。

木を伐らない対策—バイオガス 装置の導入

緑の復活には、木を植えることと
同時に、木を伐らない対策が重要と
なります。村では日常的に薪に頼つ
た生活があり、その過剰な採取が森



ヒマラヤ山系を背景に佇む活動対象地の村（カブレ郡パンチカール渓谷）

☆プロジェクト追跡☆

ネパール中部の山村地域で森林再生活動

(特活) ラブグリーン ジャパン

植林から始まった村落開発事業

私たち「ラブグリーン・ジャパン」（以下、L G J）と不パール国との関係は今年で22年目を迎えることになります。世界各地で地球環境が問題視されるようになり、木を植えることの重要性が叫ばれた1991年に会は発足しました。

4年には37%、1992年には25%へと減少了しました。減少速度は年間1%の割合で進んでいると報告された時期もありましたが、現在は森林率25%（2010年FAO世界森林資源評価）を維持しています。

からの呼びかけで、同国の自然環境悪化に対して自分たちにできる貢献をしようと活動が始まりました。現地に働きかけてネパール人によるNGO「ラブグリーン ネパール（LGN）」が組織され、彼らを支援する形で植林を実施するという体制をとりました。活動対象地としてカブレ郡パンチカール渓谷にある村を選定し、LGNスタッフによる戸別調査を経て、まず、住民の環境意識

講の改善からスタートしました。

苗木の調達では当初は首都カトマ
ンズ近辺から購入していましたが、
価格高騰もあり、自前生産を目指し
て1993年、現地に事務所と苗畑
を併設する施設を建設しました。



は、用途別樹
ソト（森林再
不=Fodder、
管理育成に貢
献した農家
には、翌年、
飼料木と果
樹の苗木を
より多く配
布すること

地域のニーズに沿った多様な活動へ
わる新たな燃料の可能性を探る中
で、私たちは各戸が飼育する家畜
特に世帯により複数頭の牛が飼われ
ていることに着目し、牛糞を使用し
たバイオガス装置導入の活動を19
95年から始めました。当初、庭を
掘削しての装置建設に住民は違和感
を抱いていましたが、リーダー農民
の率先利用で効果が実感されたこと
が伝わると、その後は設置の要望が
相次ぐようになり、現在までに65
0基余りが建設されています。
装置にはトイレを併設して、問題
だつた衛生面での改善にも役立つて
います。

と老人が語っていたかつての姿が蘇るのも遠い日ではないでしょう。

一方、これまで植林の取り組みを行つてくる中で、村の生活の実情とそれに伴う課題が明らかになつきました。現在、私たちの事業では、住民の生計向上のための活動が中心となっています。有機農法の推進によつて村の特産物を生産し、都市部などへ出荷して現金収入の確保につなげることを目指しています。

また、住民参加の諸活動を推進する上で必要な研修施設を建設しました。これまで雨季の時期における集会は困難を極めていましたが、これにより研修をはじめ住民の様々な目的での集会がいつでも可能となり、地域の活性化に役立っています。

と協力して活動地の各村で毎年植林を継続し、これまでは100万本以上を植えてきました。活着率は70%程度を維持しています。「昔は農作業の傍ら、木陰でよく昼寝したもんだ

置かれていますが、2009年より
LGJからも現地駐在員を派遣して
います。それらの人員を含め計18名
の体制で私たちは活動に当たっています。
今後も地域の環境改善と人々の
生活向上を目指し、住民との連携
による3F植林を中心に、幅広い分
野で支援活動を展開していくことを
考えて います。

文=相川政夫（特定非営利活動
法人ラブグリーンジャパン理事長）

生物多様性のための熱帯林の保全と育林

「この林は空っぽだ」——これは
インドネシア共和国東カリマンタン
州にあるムラワルマン大学林学部の
先生の言葉である。ブキットスハル
ト演習林の一部、伐採と火災の影響
により商用樹種であるフタバガキ科
樹木の大木が失われたあと、先駆性
樹種であるオオバギ属が優占するよ
うになつた二次林（写真1）に対す
る評価である。商業伐採の対象とな
る樹種が生育していない林分は、彼
にとつて「空っぽ」と同じことだつた。
同じ林をみて、「これはすごい、
同じ種類の木が同じ大きさでそろつ
て生えている」と感嘆した日本人の
木材利用研究者がいた。その方に、
商用樹種が生育していないという説
明をしたところ、「同じ材質、同じ
形状の材がまとまつて出てくるな
ら、新しい利用方法は工場のほうで
考える」という説明を受けた。この
話を、木材企業の方にしたところ、
「工場が期待するのは、必要とする

材質で形状のそろつた材が供給されること。工場が止まらないようになり木が供給されるかどうかが肝心だと教えられた。そのような産業のための原本供給を担いつつあるのが、早生樹産業植林である(写真2)。1980年代より熱帯亜熱帯の発展途上国を中心に急速に造成が進んだ早生樹産業植林地では、期間の長いもので植栽後10年程度、短いものは植栽後3年程度で収穫が行われる。早生樹産業植林は、世界的に増え続ける木質資源に対する需要に応えるために必要不可欠な存在である。

木材生産を目的とすると、写真1の二次林が「空っぽ」なのにに対して、写真2の植林地は「ぎっしり詰まつた」状態である。では生物多様性の点ではどうだろうか。

多い。そして定期的に皆伐と再植林が行われるため、定期的に植生がない状態となる。それに対して、熱帯雨林地域では先駆性樹種が優占する二次林でも、^{1ヘクタール}ほどの範囲に數十種類の樹木種が生育しているし、面積が増えれば種類数も増えていく。そして多くの種類の昆虫や鳥、動物などが棲息している。木材生産のためにには「空っぽ」でも、生物多様性という点では、早生樹産業植林地よりもはるかに豊かな森林なのである。

上述のようなことから、生物多様性のための熱帯林の保全について筆者は、次のように考えていた。

「人間活動の影響を受けたとしても自然に再生しつつある二次林に、人手をや火災の影響を受けたとしても自然に再生する原生林はもちろん、伐採されれば生物多様性は必ずや悪影響を受ける。生物多様性を重視するなら残存する原生林や再生途上の二次林は、手をつけず守らねばならない。

い」。極論すると、「残存する自然林はすべて保護の対象とし、既存の産業植林地の活用と森林への自然再生が期待できない荒廃地での植林地造成で木材供給を行うべきだ」と考えていた。そして、生物多様性をはじめとする森林への悪影響を避けるための伐採手法の開発や指針の作成の必要性を理解できずにいた。

この考え方を大きく変えたのは、2010年6月に開催された国際熱帯木材機関（I T T O）、国際自然保護連合（I U C N）、独立行政法人国際協力機構（J I C A）による「生産林を含む人為的影響を受けた地域における生物多様性保全についての公開討論」のおかげである。

この公開討論の場で、I U C N のジエフリ－・セイヤー（Jeffrey Sayer）氏は、生産林を適切に管理することの必要性を次のように説明した。

保護地域として保全の対象となつて
いるのは、全体の1割程度の面積に
すぎない。残念ながら、その限られ
た保全地域ですら十分な管理がなさ
れず劣化や破壊の危機にさらされて
いるのが現実である。森林生態系と
その生物多様性を保全するためには

写真1 伐採と火災により先駆性樹種が優占するようになった二次林(インドネシア共和国カリマンタン島)



写真2 アカシアマンギウム産業植林地（インドネシア共和国スマトラ島）

は、保全地域の面積を増やすだけではなく、保全地域の管理の向上をはかる必要がある。しかしながらそのための資金も人材も不足している。このようなことから森林生態系とその生物多様性を保全するには、森林面積の9割近くを占める木材生産に

割り当てられた森林において、その管理を向上させるのが現実的である。

「良い」という考え方方に賛同している。生物多様性のための育林について、残念ながら筆者は明快な答えをもつていらない。「生物多様性を重視するなら、荒れた土地に何かを植えるよりも、残された林を守り、適切に利用することを考えなければならない。

な植栽と育林は地域の生物多様性保全に直接貢献することは少なければ、長い目でみると森林の保全と適切な利用に繋がるものと考えている。「植えるなら、最後まで世話をしよう」ということである。

森林総合研究所 国際研究推進室長

藤間

四

緑の地球

JICA集団研修の最終成果発表会



センター の活動

作成のためのアクションプラン」という題目で発表しました。発表会では、日本の政府関係者、民間コンサルタント等を交えてREDD+のためのモニタリングシステムに重要な事項について議論がなされました。

CDM植林人材育成研修 —国内研修（一般コース）—を実施

海外緑化協力活動パネルディスカッショントークを開催

海外林業人材育成研修を実施

海外緑化協力活動に携わるNGO
関係者等を対象に、開発途上地域での森林保全・復旧に必要な基礎的知識・技術の習得を支援することを目的とした研修を、昨年12月9日～19日の11日間の日程で実施しました。12名の研修参加者は、国内での2日間の講義の後、インドネシア国ローランド・ワーカーを実施しました。生

生物多様性を念頭に置いた森林保全・復旧活動を持続的に実施していくために必要とされる諸課題（住民参加の手法、生物多様性の評価手法、アグロフォレストリー手法、特用林・産物の導入等）について知見を深めるために、森林保全に関する様々なプロジェクトサイトを訪問し、現地見学や現地関係者との意見交換等を行ないました。それらの活動を通じて得られた情報を基にプロジェクトのあり方を考察し、最後にグループ発表を行いました。また、当センターがこれまでに造成した小規模CDM植林モデル林の観察及び講義を通して、その達成のための仕組みや条件等についても考察しました。



現地住民との意見交換（インドネシア・ロンボク）

CDM植林総合推進対策事業 第二回委員会を開催

平成23年度CDM植林総合推進対策事業の第二回委員会を、1月11日を開催しました。「CDM植林の企画立案実施を担う人材の育成」分野では、より効果的な研修の実施方法や今後の方向性について議論がなされました。また、「CDM植林のプログラム化の展開可能性調査」分野



COP17等報告會

森林・水環境保全のための実証活動支援事業委員会を開催

1月10日に開催しました。昨年10月から11月にかけて実施した現地調査を中心これまで行つてきた調査の成果報告を行うとともに、報告書の取りまとめ方法等について検討しました。

【海夕の森林と林業】 編集委員会を開催

「海外の森林と林業」編集委員会を昨年12月16日に開催し、次号83号の掲載原稿の最終検討と確定、および次々号84号の構成と募集原稿の検討を行いました。

COP17等報告会（森林分野）を開催
では、フランスにおいてCOP15森林の案について検討が行われました。

日本政府代表団の一員として同会議に出席された赤堀聰之氏から、吸収源、REDD+等森林分野の報告が行われるとともに、当センターの林業NGO等活動支援事業の支援を受けて同会議に出席された熱帯林行

基金への ご協力

トドケの川上豊幸氏 古くからCOPに出席しサイドイベント等でも積極的な活動を行つておられたコンサバーション・インターナショナル・ジャパンの山下加夏氏から、会議におけるNGOの活動状況やNGOの視点から見た議論の動向等について報告がありました。質疑応答では、会場からREDD+を中心多く質問が出されました。

昨年11月28日(～12月9日に南アの
ダーバンで開催された気候変動枠組
条約第17回締約国会議(COP
17)・京都議定書第7回締約国会議
(CMP7)の報告会を1月17日に
オリンピック記念青少年総合センタ
で開催し、1005名が参加しました。

日本政府代表団の一員として同会議に出席された赤堀聰之氏から、吸収源、REDD+等森林分野の報告が行われるとともに、当センターの林業NGO等活動支援事業の支援を受けて同会議に出席された熱帯林行

★表紙写真の解説
企業と地域住民との協働による荒廃地復旧への取り組み事例。インドネシアのロンボク島東部は乾燥が厳しく米の二期作ができないため、乾季にタバコを植栽します。タバコを乾燥させる燃料はケロシンを使用していましたが、値段が高騰したため、現在は薪炭を主に使用しています。

を分収という形で貰い取ります。3種の植栽密度が推奨され、密度によつてはアグロフォーブルニーも可能です。手前々 *Acacia auriculiformis* 中央が *Sesbania grandiflora* の苗木で、後方に植栽されてるのも *Sesbania* です。*Sesbania* は材が燃材や杭材として使用されるほか、葉が飼料、花が食用として活用できることから、主に農民に配布されます。社有地の荒廃地にはアカシアやユーカリを植栽しています。

国際緑化推進にご参加ください

第22巻第1号（年3回発行）
平成24年1月31日発行

編集／緑の地球編集委員会
発行／(財)国際緑化推進センター

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル3階
電話 03(5689)3450 FAX 03(5689)3360

個人、法人の賛助会員を募ります

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引き継いでいく——私どもの活動に積極的にご参加ください。

- ◆会 費：個人 1口 10,000円（年間）
法人 1口 100,000円（年間）
- ◆資 格：個人および法人・法人以外の団体・地方公共団体
- ◆会員へのサービス

当センターが発行する出版物はじめ国際的な森林・林業協力に役立つ情報の提供、また海外での林業協力活動に関する相談などに応じます。

- ◆入会のお申込み先
〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター

電話／03-5689-3450 FAX／03-5689-3360

- ◆会費ご送金の方法

下記の銀行口座へお振込みください。

三菱東京UFJ銀行 春日町支店／普通口座 0496575

(財)国際緑化推進センター

熱帯林は毎年1230万ヘクタール減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していくこ」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでいます。

- これからの国際林業協力を担う人材の育成と確保
- 海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集・提供
- NGO・民間団体などが行なう国際林業協力活動に対する支援
- 国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- 海外での植樹活動についてのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民の皆様、民間団体、企業などのご協力ををお願いしています。



財団法人
国際緑化推進センター

電話：03-5689-3450 FAX：03-5689-3360 E-mail：jifpro@jifpro.or.jp URL：http://www.jifpro.or.jp/